

綾瀬市人権擁護委員協議会補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市担当の人権擁護委員が人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第2条に定める委員の使命及び第11条に定める職務の円満な推進を図るための活動に対し必要な経費を市が補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において綾瀬市人権擁護委員協議会（以下「協議会」という。）とは、綾瀬市長が推せんし法務大臣から委嘱された人権擁護委員を会員とする団体という。

(補助額)

第3条 協議会に対する補助額は予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の交付時期及び手続)

第4条 補助期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、交付は一括して請求に基づき交付するものとする。

(実績報告)

第5条 補助金を受けた協議会は、規則第12条に定める補助事業等実績報告書を翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会補助について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。